

2013 年 4 月 9 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 260 号 ）

中国証券監督管理委員会、 資産証券化の管理規定を公布 企業による資金調達の多様化を後押し

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国証券監督管理委員会（以下「中国証監会」という）は、2013 年 3 月 15 日付で『証券会社による資産証券化業務の管理規定』（中国証券管理監督委員会公告[2013]16 号、以下『管理規定』という）を公布しました。証券化の条件を緩和し、企業の資金調達手段の多様化を後押しする一方で、証券化を引き続き中国証監会の批准事項としており、リスク管理を徹底する姿勢も見せています。

□ 資産の信用次第で低利の資金調達も

資産担保証券（Asset-Backed Securities, 以下「ABS」という）とは、特別目的事業体（Special Purpose Vehicle, SPV）が原所有者（オリジネーター）から買い取った資産（原資産）から生じるキャッシュフローを裏付けに発行する有価証券のことを指します。証券化される資産には、売掛金、社債、住宅ローンや自動車ローン、リース債権等があります。

資産証券化による原所有者側のメリットとしては、企業の信用状況にかかわらず、資産そのものの信用次第で低利の資金調達が可能となるほか、資産の切り離しにより会計上のオフバランス化を図れる点が挙げられます。一方で投資家側には、原所有者が倒産した場合であっても原資産が健全であれば配当を継続して受けられることや、証券の譲渡によってリスクを簡単に移転できる等のメリットがあります。

デメリットとしては、ABS の発行や SPV の運営に一定のコストが必要になるほか、証券化の仕組みが複雑になった場合にリスクの把握が困難になることが挙げられます。後者は実際、サブプライムローンを裏付けとした債務担保証券（CDO）が金融危機の一因となったことから明らかです。

中国銀行業監督管理委員会と中国証監会は 2005 年から、それぞれ銀行、証券会社を対象に証券化業務を許可していましたが、あくまで個別案件に対する「試行（トライアル）」という位置付けにとどまっていた。北京大学金融産業発展研究センターの黄嵩氏によれば、2005 年から『管理規定』公布までの間に、貸付債権の証券化で 14 社、企業資産の証券化で 10 社の発行が認められたのみで、その発行規模

も合計で 1,000 億元に届いていません。これには、世界的な金融危機の発生も大きく影響しています。なお、これまでに認められた原資産には、貸付金、自動車ローン、リース料、高速道路料金、電力料金、下水処理料金等があります。

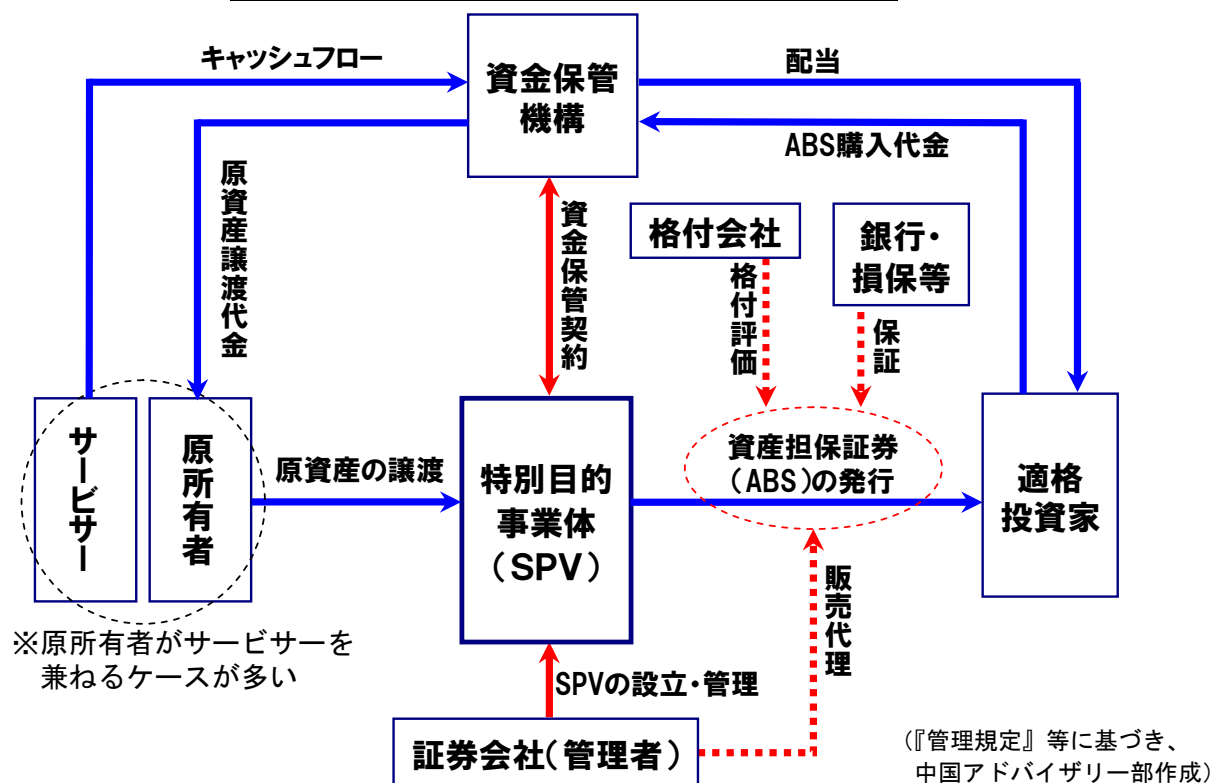
中国証監会による『管理規定』の公布には、これまで「試行業務」に過ぎなかった証券化を「通常業務」に発展させる狙いがあり、企業にとっては直接金融による資金調達のチャネルが大きく広がることになります。ただ『管理規定』は、「証券会社による特別計画の設立を通じた資産担保証券の発行は、中国証券監督管理委員会に申請を提出し批准を得なければならない」（第7条）と規定しており、一定の歯止めが掛けられています。

□ 「キャッシュフローを生み出す財産」を証券化

『管理規定』は第2条において、「証券会社による特別目的事業体の設立を通じた資産証券化業務の展開は、本規定を適用する」と規定しています（図表1参照）。ここで言う特別目的事業体（SPV）とは、「証券会社が資産証券化業務を展開するために特別に設立した特別資産管理計画」（以下「特別計画」という）に基づき設立される特別目的会社（SPC）等を指します。

原所有者の原資産は、ＳＰＶが買い取って「原所有者、管理者、保管者およびその他の業務参加者の固有財産より独立させ」、これら参加者に解散や破産等の事態が発生した場合も、ＳＰＶの資産が清算対象に含まれないようにしなければなりません（第３条）。これを「**倒産隔離**」と言います。また、特別計画はそれぞれ独立採算で運営されなければならない（第２２条）、特別計画の運営により発生した債権を業務参加者の債務と相殺することも、異なる特別計画の債権・債務を相互に差引することも禁止されています（第４条）。

【図表 1】SPVを利用した資産証券化のスキーム例



証券化が可能な原資産は、「法律・法規に合致し、権利帰属が明確で、独立し予測できるキャッシュフローを生み出すことができる特定化可能な財産権もしくは財産」で、具体的に以下の財産権・財産を証券化できると規定されています（第8条）。

- ✓ 企業の売掛金・貸付債権・信託受益権・インフラ施設収益権等の財産権
- ✓ 商業物件等の不動産財産
- ✓ 中国証監会が認めたその他の財産もしくは財産権

2月末に公表された意見募集稿には、「商業手形、債権およびその派生商品、株式およびその派生商品等の有価証券」も含まれていましたが、『管理規定』では削除されました。

財産権・財産は、複数を組み合わせて集合資産とすることができます（第8条）。また、原資産から発生したキャッシュフローで同種の原資産を買い増すリボルビング方式も可能となっていますが、その場合は買い増しする原資産の購入条件・規模、流動性リスク、リスクコントロール措置を特別計画の法律文書で説明する必要があるほか、その規模や存続期間がA B Sの発行規模・存続期間と釣り合っていないかもしれません（第11条）。なお、特別計画が解除可能な場合を除き、原資産に担保や質権、その他の制限を設定してはならないとしています（第9条）。

『管理規定』は、「内部もしくは外部の信用補完の方法で資産担保証券の信用格付を引き上げることができる」（第14条）とも規定しています。「信用補完」とは、発行する証券の信用力を高める措置のことで、内部信用補完措置には調達金額を超える資産を用意する超過担保等が、外部信用補完措置には保険会社による元利金の支払保証等があります。

また、「同一特別計画が発行した資産担保証券は、異なる種類に区分することができる」（同上）としています。これにより、売掛金を優先債と劣後債に分け、さらに優先部分を信用力の高いシニア債とミドルリスク・ミドルリターンのメザニン債に分けて複層化するなど、投資家のリスク引受能力に合わせたA B S商品を販売することも可能となっています。

□ 販売対象を適格投資家に限定

『管理規定』に定める証券化業務が対象とするのは証券会社です¹。A B Sを発行する証券会社、特別計画や投資家の利益に重大な影響を与える可能性のある原所有者（特定原所有者）、特別計画にサービスを提供する企業は、それぞれ図表2の条件を備えていなければなりません（第32条、第33条）。また、特定原所有者は特別計画の存続期間中、正常な生産経営活動を維持しなければならず、投資家の利益を損なう可能性のある重大事項が発生した場合、管理者に通知する義務があります（同上）。

A B Sの取引場所は、証券取引所、中国証券協会の機構間呼値提示・証券譲渡システム、証券会社の店頭市場、中国証監会が認めたその他の取引場所（第6条）と規定されています。意見募集稿に含まれていた公募や上場の規定が削除され、私募発行に限定された形です。A B Sを販売する証券会社は、マーケ

¹ 『管理規定』第45条は、「証券投資ファンド管理会社、先物取引会社、証券金融会社および中国証券監督管理委員会が監督管理責任を負うその他の会社、ならびに商業銀行、保険会社、信託会社等の金融機関が、本規定第6条に列挙した取引場所で発行および譲渡する資産担保証券は、本規定を参照し適用する」と規定しています。ただし、銀行・保険会社等による証券化取扱については、監督官庁である中国銀行業監督管理委員会、中国保険監督管理委員会の見解を確認する必要があります。

ットメーカーとして呼値（売買価格）を提示することができます（第 19 条）。

『管理規定』は、A B S の投資家を「適格投資家」に限定し、さらにその数を 200 人までに制限しています（第 34 条）。適格投資家は A B S を継承・取引・譲渡できますが、原資産の分割や A B S の買い戻しを要求することはできません（第 9 条）。適格投資家の基準については、中国証監会が別途規定するとしています。

*

『管理規定』はこのほか、投資家の権利、管理者や資金管理を行う金融機関の職責・説明責任・禁止行為・情報開示義務・当局への報告義務、利益相反の取扱、当局への申請に必要な書類等についても規定しています。詳細は、5 ページからの日本語仮訳および 17 ページからの中国語原文をご参照ください。

【図表 2】ABS 参加主体の資格条件

	資格条件
ABS を発行する証券会社	✓ 証券資産管理業務資格を備えていること ✓ 直近 1 年に重大な違法・規定違反行為により行政処罰を受けていないこと ✓ 完善的コンプライアンス、リスク管理制度、リスク処置緊急措置を有し、業務リスクを効果的にコントロールできること
特定原所有者およびサービス提供企業	✓ 生産経営が法律、行政法規、特定原所有者の会社定款、企業の内部規定文書の規定に合致していること ✓ 内部統制制度が健全であること ✓ 継続経営能力を有し、重大な経営・財務・法律上のリスクがないこと ✓ 直近 3 年に重大な違約、虚偽情報の開示、その他の重大な違法・違反行為を起こしていないこと ✓ 法律・行政法規・中国証監会が規定するその他の条件

（『管理規定』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

(日本語仮訳)

中国证券管理監督委員会
公告[2013]16号

ここに『証券会社による資産証券化業務の管理規定』を公布し、公布日より施行する。

中国证券監督管理委員会

2013年3月15日

証券会社による資産証券化業務の管理規定

第1章 総則

第1条 証券会社による資産証券化管理業務を規範化し、投資家の合法的な權益を保障するため、『証券法』、『証券会社監督管理条例』およびその他の関連法律、行政法規に基づき、本規定を制定する。

第2条 本規定がいう資産証券化業務とは、特定原資産もしくは資産の組み合わせから生じたキャッシュフローを返済の支えとし、ストラクチャー方式を通じて信用補完を行い、その基礎の上に資産担保証券を発行する業務活動を指す。

証券会社による特別目的事業体の設立を通じた資産証券化業務の展開は、本規定を適用する。

前項がいう特別目的事業体とは、証券会社が資産証券化業務を展開するために特別に設立した特別資産管理計画（以下「特別計画」という）または中国证券監督管理委員会が認可したその他の特別目的事業体を指す。

第3条 特別計画資産の管理、運用、処分もしくはその他の状況により取得した財産は、特別計画資産に組み入れる。特別計画の事務処理により支出した費用、第三者に対して負った債務は、特別計画資産で処理する。

特別計画資産は、原所有者、管理者、保管者およびその他の業務参加者の固有財産より独立させる。

原所有者、管理者、保管者およびその他の業務参加機構が法に基づき解散、法に基づき営業取

消または破産宣告等の原因により清算を行う場合、特別計画資産はその清算財産に属さない。

第4条 管理者による特別計画資産の管理、運用および処分により発生した債権は、原所有者、管理者、保管者、資産担保証券の投資家およびその他の業務参加機構の固有財産より生じた債務と相殺してはならない。管理者による異なる特別計画資産の管理、運用および処分により生じた債権・債務は、相互に相殺してはならない。

第5条 特別計画資産は、関連業務資格を有する商業銀行、中国証券登記決算有限責任公司、保管業務資格を有する証券会社もしくは中国証券監督管理委員会が認めたその他の資産保管機構により保管されなければならない。

第6条 資産担保証券は、規定に基づき証券取引所、中国証券業協会の機構間呼値提示・証券譲渡システム、証券会社の店頭市場および中国証券監督管理委員会が認可したその他の取引場所で譲渡を行うことができる。

第7条 証券会社による特別計画の設立を通じた資産担保証券の発行は、中国証券監督管理委員会に申請を提出し批准を得なければならない。

中国証券監督管理委員会は、申請を受理した日より2カ月以内に、上述の申請に対し批准もしくは批准しない書面決定を下さなければならない。

第2章 特別計画

第8条 本規定がいう原資産とは、法律・法規に合致し、権利帰属が明確で、独立し予測できるキャッシュフローを生み出すことができる特定化可能な財産権もしくは財産を指す。原資産は、単独の財産権もしくは財産であってよく、複数の財産権もしくは財産で構成された資産の組み合わせであってもよい。

前項に規定した財産権もしくは財産とできるのは、企業の売掛金・貸付債権・信託受益権・インフラ施設収益権等の財産権、商業物件等の不動産財産、ならびに中国証券監督管理委員会が認めたその他の財産もしくは財産権である。

第9条 法律・法規が原資産の譲渡には批准、登記手続が必要であると規定している場合、法に基づき手続を行わなければならない。法律・法規が登記手続を要求していない、または一時的に登記手続を行う条件を備えていない場合、管理人は有効な措置を採用して、原資産の安全を擁護しなければならない。

原資産が債権である場合、関連法律・法規に基づき債権譲渡事項を債務者に通知しなければならない。

第10条 原資産は、抵当、質権等の担保負担もしくはその他の権利制限を付帯してはならない。特別計画の関連手配を通じ、原資産に関連する担保負担およびその他の権利制限を解除することができる場合を除く。

第11条 原資産により発生したキャッシュフローで繰り返し新たな同類の原資産を購入する方式により特別計画資産を組み合わせた場合、特別計画の法律文書で原資産の購入条件、購入規模、流動性リスクおよびリスクコントロール措置を明確に説明しなければならない。原資産の規模、存続期間は、資産担保証券の規模、存続期間と適合しなければならない。

第12条 特別計画の現金収支活動は、特別計画口座を通じて行わなければならない。

第13条 資産担保証券は、投資家が特別計画収益を享受する証明であり、法に基づき継承、取引もしくは譲渡することができる。資産担保証券の投資家は、特別計画資産の分割を主張してはならず、特別計画による資産担保証券の買い戻しを要求してはならない。

資産担保証券の投資家は、以下の権利を享受する。

- (1) 特別計画収益の分配享受、
- (2) 購入協議および計画説明書の約定に基づく清算後の特別計画剰余資産の分配への参画、
- (3) 資産管理計画等の特別計画情報開示文書の獲得、特別計画に関連する情報資料の閲覧もしくは複製、
- (4) 法に基づく取引、譲渡もしくは差し押さえ等の方法による資産担保証券の処理、
- (5) 取引場所の関連規則に基づく、買い戻しを通じた融資の実施、
- (6) 購入協議もしくは計画説明書が約定したその他の権利。

第14条 特別計画は、内部もしくは外部の信用補完の方法で資産担保証券の信用格付を引き上げることができる。

同一特別計画が発行した資産担保証券は、異なる種類に区分することができる。同一種類の資産担保証券は、同等の権利を享受し、同等のリスクを負担する。

第15条 資産担保証券は、中国证券监督管理委员会が審査・認可した証券市場資産信用格付業務資格を

取得した資産信用格付機構（以下「資産信用格付機構」という）により初期格付および継続格付を行うことができる。

第16条 特別計画の管理人および資産担保証券の販売機構は、以下の措置を採用し、投資家の投資決定が資産担保証券のリスク・収益の特徴を十分に理解した状況で下した慎重な決定であることを保障しなければならない。

- (1) 投資家の財務と収入状況、リスク引受能力および投資傾向等を理解し、そのリスク引受能力に見合った資産担保証券を推薦すること、
- (2) 投資家に特別計画の原資産の状況、キャッシュフロー予測状況および特別計画に対する影響、取引契約の主要内容および資産担保証券のリスク・収益の特徴を十分に開示し、資産担保証券に投資する権利・義務を伝えること、
- (3) リスク提示書の制作は、投資リスクを十分に提示し、投資家の購入資金を受け取る前に、投資家がリスク提示書の内容を理解し、合わせてリスク提示書に署名することを確保しなければならない。

第17条 特別計画は、資産担保証券募集専用口座を開設し、資産担保証券購入資金の接收、払込検査と振替に用いなければならない。管理人は、特別計画を設立した後 5 営業日以内に、特別計画の設立状況を所在地の中国证券管理監督委員会の出先機構に報告しなければならない。

第18条 発行期間の終了時、資産担保証券の発行規模が計画説明書に約定した最低発行規模に達していない、または特別計画が計画説明書の約定したその他の設立条件を満たさない場合、特別計画の設立は失敗とする。管理人は、発行期間終了の日より 10 営業日以内に、投資家に購入資金および利息を返還しなければならない。

第19条 資産担保証券の登記、保管、譲渡、決済、立替支払等の事項は、関連する取引場所および相応する登記決済機構の規定を遵守しなければならない。証券会社は、資産担保証券のために双方向の呼値提示サービスを提供することができる。

第3章 管理人および保管者

第20条 管理者は、以下の職責を履行しなければならない。

- (1) 関連取引主体および原資産に対する全面的なデューデリジェンスを実施すること、
- (2) 特別計画存続期間における、特別計画および資産担保証券の投資家の利益に重大な影響を生じさせる可能性がある原所有者（以下「特定原所有者」という）、ならびに特別計

画のためにサービスを提供した関連機構に対し、法律規定もしくは契約で約定した義務を履行するよう督促すること、

- (3) 資産担保証券発行の手続事項を行うこと、
- (4) 約定に基づき遅滞なく募集資金を原所有者に支払うこと、
- (5) 資産担保証券の投資家の利益のために特別計画資産を管理すること、
- (6) 相対的に閉鎖的で、独立した原資産のキャッシュフロー集積メカニズムを構築し、特別計画資産が混同、流用される等のリスクを着実に防止すること、
- (7) 特定原所有者の継続経営状況および原資産キャッシュフロー状況を監督し、検査し、重大な異常状況が発生した場合、管理人が必要な措置を採用して、特別計画資産の安全を擁護すること、
- (8) 約定に基づき資産担保証券の投資家に収益を分配すること、
- (9) 情報開示義務を履行すること、
- (10) 特別計画の終了・清算に責任を負うこと、
- (11) 法律、行政法規および中国证券监督管理委员会が規定、ならびに計画説明書が約定するその他の職責。

第21条 管理者は、以下の行為があってはならない。

- (1) 募集資金を入金しない、またはその他のいかなる方法でオフバランス経営を行うこと、
- (2) 計画説明書が約定した規模を超えて資金を募集すること、
- (3) 特別計画資産を流用すること、
- (4) 特別計画資産に担保を設定する、またはその他の偶発債務を形成すること、
- (5) 計画説明書の約定に違反して特別計画資産で対外投資すること、
- (6) 法律、行政法規および中国证券监督管理委员会が禁止するその他の行為。

第22条 管理者は、特別計画のために単独で記帳し、独立して計算しなければならず、異なる特別計画は口座設置、資金振替、帳簿記録等の面で相互に独立していなければならない。

第23条 管理者は、特別計画の存続期間内に発生しうる重大なリスクに対し、着実に実施可能なリスクコントロール措置およびリスク処理事前計画を制定しなければならない。リスク発生時、管理者はリスク処理事前計画につき勤勉義務を果たして執行し、最大限度まで資産担保証券の投資家の利益を保護しなければならない。

第24条 以下のいずれかの状況にある場合、管理者は計画説明書で関連事項を十分に開示し、合わせて存在する可能性があるリスクおよび採用するリスク防止措置に対し説明を行わなければならない。

- (1) 管理者が原所有者の 5%以上の株式もしくは出資持分を持つこと、
- (2) 原所有者が管理者の 5%以上の株式もしくは出資持分を持つこと、
- (3) 管理者と原所有者の間に直近 3 年に証券引受・保証、財務顧問等の業務関係が存在すること、
- (4) 管理者と原所有者の間にその他の重大な利益関係が存在すること。

第25条 管理者と原所有者の間に第 24 条に列挙した状況が存在する、または管理者が自己資金もしくはその管理する集合資産管理計画、その他の顧客資産、証券投資ファンドで資産担保証券を購入した場合、有効な措置を採用し、生じうる利益相反を防止しなければならない。

管理者が自己資金もしくはその管理する集合資産管理計画、その他の顧客資産、証券投資ファンドで資産担保証券を購入する比率の上限は、それが関連規定および契約の約定に基づき確定する。

第26条 特別計画が終了した場合、管理者は計画説明書の約定に基づき清算チームを設立し、特別計画資産の保管、整理、評価、現金化および分配に責任を負わなければならない。

管理者は、特別計画の清算が完了した日から 10 営業日以内に、保管者、資産担保証券の投資家に清算報告を発行し、合わせて清算結果を所在地の中国証券監督管理委員会の出先機構に報告し届け出なければならない。

管理者は、証券関連業務資格を有する会計士事務所を招聘し、清算報告に対する審査意見を発行させなければならない。

第27条 中国証券監督管理委員会の同意を経ずに、特別計画は管理者を変更してはならない。

管理者に資産管理業務資格の取消、解散、営業停止、または破産宣告、ならびに職責の継続履行が不能となるその他の状況が発生した場合、計画説明書もしくはその他の関連法律文書の約定に基づき、本規定の要求に合致する新たな管理者を選任するまで、中国証券監督管理委員会が臨時管理者を指定する。計画説明書は、これに対し相応の約定を行わなければならない。

第28条 管理者が職責を終了した場合、遅滞なく文書および職責の移行手続を行わなければならない。管理者は移行手続を完了するまで、特別計画の書類および資料を適切に保管し、資産担保証券の投資家の合法的な権益を擁護しなければならない。

管理者は、移行手続を完成した日から 5 営業日以内に、所在地の中国証券監督管理委員会の出先機構に報告しなければならない。

第29条 保管者が行う特別計画の保管業務は、以下の職責を履行しなければならない。

- (1) 特別計画資産を安全に保管すること、
- (2) 管理人による特別計画の運営を監督し、管理人の管理指令が計画説明書もしくは保管協議の約定に違反していることを発見した場合、是正を要求しなければならない。是正することができなかった場合、執行を拒否し、合わせて遅滞なく管理人所在地の中国証券監督管理委員会の出先機構に報告しなければならないこと、
- (3) 資産保管報告を発行すること、
- (4) 計画説明書および関連法律文書が約定したその他の事項。

第 4 章 原所有者

第30条 原所有者は、特別計画資産を横領、毀損してはならず、合わせて以下の職責を履行しなければならない。

- (1) 法律、行政法規、会社定款および関連協議の規定もしくは約定に基づき、原資産を移譲すること、
- (2) 管理人、保管者および資産証券化業務のためにサービスを提供するその他の機構の職責履行に協力ならびに支持すること、
- (3) 特別計画の法律文書が約定するその他の職責。

第31条 原所有者が管理者等の関連業務参加者に提出する文書は、真実、正確、完全で、虚偽記載、誤解を招く陳述もしくは重大な遺漏が存在してはならない。原所有者は、原資産が真実、合法、有効で、特別計画の設立に影響するいかなる状況も存在しないことを確保しなければならない。

第32条 特定原所有者は、以下の条件にも合致していなければならない。

- (1) 生産経営が法律、行政法規、特定原所有者の会社定款もしくは企業、事業単位の内部規定文書の規定に合致していること、
- (2) 内部統制制度が健全であること、
- (3) 継続経営能力を有し、重大な経営リスク、財務リスクおよび法律リスクがないこと、
- (4) 直近 3 年に重大な違約、虚偽情報の開示もしくはその他の重大な違法・規定違反行為を起こしていないこと、

- (5) 法律、行政法規および中国証券監督管理委員会が規定するその他の条件。

上述の特定原所有者は、特別計画の存続期間において、正常な生産経営活動を維持し、または合理的な支持を提供し、原資産が生み出すキャッシュフローのために必要な保障を提供しなければならない。重大事項が発生し資産担保証券の投資家の利益を損う可能性がある場合、遅滞なく書面で管理者に通知しなければならない。

第5章 設立申請

第33条 証券会社による特別計画設立の申請、資産担保証券の発行は、以下の条件を備えていなければならない。

- (1) 証券資産管理業務資格を備えていること、
- (2) 直近1年に重大な違法・規定違反行為により行政処罰を受けていないこと、
- (3) 完善的なコンプライアンス、リスク管理制度およびリスク処置緊急措置を有し、業務リスクを効果的にコントロールできること。

証券会社による特別計画設立の申請、資産担保証券の発行は、本規定の付属文書に基づき中国証券監督管理委員会に申請書類を提出しなければならない。

第34条 資産担保証券の投資家は、適格投資家でなければならず、適格投資家の合計は200人を超えてはならない。

適格投資家の具体的な基準は、中国証券監督管理協会が別途規定する。

第35条 資産担保証券を本規定第6条に列挙する取引場所で譲渡する場合、譲渡後の資産担保証券の投資家は適格投資家でなければならず、かつ合計で200人を超えてはならない。

第6章 情報開示

第36条 管理者、保管者は、毎会計年度が終了した日から3カ月以内に、資産担保証券の投資家に年度資産管理報告、年度保管報告を開示しなければならない。毎回の収益分配前に、管理人は資産担保証券の投資家に情報開示を行わなければならない。

年度資産管理報告、年度保管報告は、管理者が所在地の中国証券監督管理協会の出先機構に報告して届け出なければならない。

第37条 年度資産管理報告は、少なくとも以下の内容を含まなければならない。

- (1) 原資産の運営状況、
- (2) 特定原所有者、管理者、保管者等の業務参加者の約定履行状況、
- (3) 特別計画口座資金の収支状況、
- (4) 資産担保証券の投資家に対し報告する必要があるその他の事項、
- (5) 会計士事務所による特別計画の年度運営状況に対する監査意見。

第38条 年度保管報告は、少なくとも以下の内容を含まなければならない。

- (1) 特別計画資産の保管状況、
- (2) 管理者に対する監督状況、
- (3) 資産担保証券の投資家に報告する必要があるその他の事項。

第39条 特別計画の存続期間に以下の状況が発生した場合、管理者は遅滞なく資産担保証券の投資家に開示し、合わせて所在地の中国証券監督管理協会の出先機構に報告しなければならない。

- (1) 計画説明書の約定に基づき収益を分配しない場合、
- (2) 資産担保証券の信用格付に不利な調整が発生した場合、
- (3) 原資産に資産担保証券の未償還元本残高の10%以上を超える損失が発生した場合、
- (4) 原資産の運営状況もしくはキャッシュフローの創出能力に重大な変化が発生した場合、
- (5) 特定の原所有者、管理者、保管者もしくは原資産が法律紛争に関係し、期日どおりの収益分配に影響する可能性がある場合、
- (6) 原資産のキャッシュフローが予期よりも20%以上の減少が予想される場合、
- (7) 特定原所有者、管理者、保管者等の関連機構が契約の約定に違反し、資産担保証券の投資家の利益に対し不利な影響を生じさせた場合、
- (8) 特定原所有者、管理者、保管者等の関連機構の経営状況に重大な変化が発生した、または減資、合併、分割、解散、破産申請等の決定を下し、資産担保証券の投資家の利益に影響する可能性がある場合、
- (9) 管理者、保管者、資産信用格付機構等の関連機構に変更が発生した場合、
- (10) 特定原所有者、管理者、保管者等の関連機構の信用格付に調整が発生し、資産担保証券の投資家の利益に影響する場合、
- (11) 資産担保証券の投資家の利益に重大な影響をもたらす可能性がある状況。

第7章 監督管理

第40条 証券会社が展開する資産証券化業務は、中国証券監督管理委員会およびその出先機構の要求に基づき、遅滞なく関連業務情報を報告しなければならない。資産証券化業務の運営過程に重大な事件が発生した場合、証券会社は直ちに所在地の中国証券監督管理委員会の出先機構に報告しなければならない。

第41条 中国証券監督管理委員会の出先機構は、資産証券化業務における管理者、保管者の職責履行状況に対し監督を行い、合わせて監督管理要求に基づき資産証券化業務の展開状況を検査しなければならない。本規定に違反した場合、中国証券監督管理委員会の出先機構は法に基づきそれに期限付き是正を命令し、合わせて情状の軽重を見て、法に基づき相応の監督管理措置を採用しなければならない。

第42条 特別計画のためにキャッシュフローの予測報告、格付報告、法律意見書等の文書を発行する関連機関が勤勉義務を果たさず、制作、発行した文書に虚偽記載、誤解を与える陳述もしくは重大な遺漏があった場合、中国証券監督管理委員会は『証券法』等の関連法律、行政法規に基づき処罰を行わなければならない。犯罪に関わる場合、法に基づき司法機関に移送し、その刑事責任を追及する。

第43条 証券取引場所、証券登記決済機構およびその他の自律組織は、規則を制定し、資産担保証券の発行、取引、譲渡、登記決済および情報開示等の事項に対し規範化を行うことができる。

第8章 附則

第44条 証券会社がその他の特別目的事業体を通じて展開する資産証券化業務は、本規定を参照して執行する。中国証券監督管理委員会に別途、規定がある場合、その規定に従う。

第45条 証券投資ファンド管理会社、先物取引会社、証券金融会社および中国証券監督管理委員会が監督管理責任を負うその他の会社、ならびに商業銀行、保険会社、信託会社等の金融機関が、本規定第6条に列挙した取引場所で発行および譲渡する資産担保証券は、本規定を参照し適用する。

第46条 本規定は、公布日より施行する。

証券会社の特別計画設立による資産担保証券発行の申請書類リストおよび要求

1. 申請書類

- (1) 申請書、
- (2) 計画説明書草案、
- (3) 主要取引契約文書草案、
- (4) 法律意見書、
- (5) 特定原所有者の直近 3 年（3 年未満の場合は設立日より）の審査を経た財務会計報告および融資状況説明、
- (6) 中国証券監督管理委員会が要求するその他の資料。

2. 計画説明書には、以下の内容を含めなければならない。

- (1) 特別計画の取引スキーム、
- (2) 信用補完方法、
- (3) 資産担保証券の発行規模、種類、期限、予期収益率、資産信用格付状況（ある場合）、登記、保管、取引場所等の基本状況、
- (4) 特定原所有者、管理者等の業務参加者の状況、
- (5) 原資産の状況およびそのキャッシュフロー予測もしくは収益分析、
- (6) 特別計画資産の管理手配、
- (7) キャッシュフローの集積、投資および分配、
- (8) リスクの提示および防止措置、
- (9) 特別計画の設立、終了等の事項、
- (10) 特別計画の清算手続、清算財産の分配順序および方法、
- (11) 情報開示の手配、
- (12) 主要取引文書の摘要。

計画説明書は目立つ位置に、資産担保証券は特別計画権益の相応する額のみを代表し、管理者もしくはいかなるその他の機構の負債にも属していないことを説明し、合わせて資産担保証券の投資リスクを提示しなければならない。

3. 法律意見書には、以下の内容を含めなければならない。

- (1) 管理者、販売機構、保管者の資質および権限、

- (2) 説明書、資産譲渡協議、保管協議、購入協議等の法律文書の合法性、
 - (3) 原資産の真実性、合法性、有効性、権利帰属およびその負担状況、
 - (4) 原資産譲渡行為の合法性、
 - (5) 特別計画の信用補完手配の合法性、有効性、
 - (6) 資産担保証券の投資家の利益に影響する可能性があるその他の重大事項に対する意見。
4. 証券会社、その他の関連業務参加機構および関連人員は、承諾を行い、申請書類の内容が真実、正確、完全で、虚偽記載、誤解を与える陳述もしくは重大な遺漏が存在しないことを保証し、合わせてその発行した関連書類および申請書類で引用した内容の真実性、正確性、完全性に対し、相応の法律責任を引き受けなければならない。
5. 証券会社が申請書類を編成するとき、できる限り事実描写の言葉を使用しなければならない。申請文書を報告するとき、原本1部、複製2部を提出しなければならない。申請書類が一旦、受理された場合、中国证券监督管理委员会の同意を経ずに、追加、撤回もしくは変更してはならない。

(中国語原文)

**中国证券监督管理委员会
公告〔2013〕16号**

现公布《证券公司资产证券化业务管理规定》，自公布之日起施行。

中国证监会
2013年3月15日

证券公司资产证券化业务管理规定

第一章 总 则

第一条 为了规范证券公司资产证券化业务活动，保障投资者的合法权益，根据《证券法》、《证券公司监督管理条例》和其他相关法律、行政法规，制定本规定。

第二条 本规定所称资产证券化业务，是指以特定基础资产或资产组合所产生的现金流为偿付支持，通过结构化方式进行信用增级，在此基础上发行资产支持证券的业务活动。

证券公司通过设立特殊目的载体开展资产证券化业务适用本规定。

前款所称特殊目的载体，是指证券公司为开展资产证券化业务专门设立的专项资产管理计划（以下简称“专项计划”）或者中国证监会认可的其他特殊目的载体。

第三条 因专项计划资产的管理、运用、处分或者其他情形而取得的财产，归入专项计划资产。因处理专项计划事务所支出的费用、对第三人所负债务，以专项计划资产承担。

专项计划资产独立于原始权益人、管理人、托管人及其他业务参与人的固有财产。

原始权益人、管理人、托管人及其他业务参与机构因依法解散、被依法撤销或者宣告破产等原因进行清算的，专项计划资产不属于其清算财产。

第四条 管理人管理、运用和处分专项计划资产所产生的债权，不得与原始权益人、管理人、托管人、资产支持证券投资者及其他业务参与机构的固有财产产生的债务相抵销。管理人管理、运用和处分不同专项计划资产所产生的债权债务，不得相互抵销。

第五条 专项计划资产应当由具有相关业务资格的商业银行、中国证券登记结算有限责任公司、具有托管业务资格的证券公司或者中国证监会认可的其他资产托管机构托管。

第六条 资产支持证券可以按照规定在证券交易所、中国证券业协会机构间报价与转让系统、证券公司柜台市场以及中国证监会认可的其他交易场所进行转让。

第七条 证券公司通过设立专项计划发行资产支持证券，应当向中国证监会提出申请并获得批准。

中国证监会应当自受理申请之日起 2 个月内，对上述申请作出批准或不予批准的书面决定。

第二章 专项计划

第八条 本规定所称基础资产，是指符合法律法规，权属明确，可以产生独立、可预测的现金流的可特定化的财产权利或者财产。基础资产可以是单项财产权利或者财产，也可以是多项财产权利或者财产构成的资产组合。

前款规定的财产权利或者财产，可以是企业应收款、信贷资产、信托受益权、基础设施收益权等财产权利，商业物业等不动产财产，以及中国证监会认可的其他财产或财产权利。

第九条 法律法规规定基础资产转让应当办理批准、登记手续的，应当依法办理。法律法规没有要求办理登记或者暂时不具备办理登记条件的，管理人应当采取有效措施，维护基础资产安全。

基础资产为债权的，应当按照有关法律规定将债权转让事项通知债务人。

第十条 基础资产不得附带抵押、质押等担保负担或者其他权利限制。能够通过专项计划相关安排，解除基础资产相关担保负担和其他权利限制的除外。

第十一条 以基础资产产生现金流循环购买新的同类基础资产方式组成专项计划资产的，专项计划的法律文件应当明确说明基础资产的购买条件、购买规模、流动性风险以及风险控制措施。基础资产的规模、存续期限应当与资产支持证券的规模、存续期限相匹配。

第十二条 专项计划的货币收支活动均应当通过专项计划账户进行。

第十三条 资产支持证券是投资者享有专项计划权益的证明，可以依法继承、交易或转让。资产支持证券投资者不得主张分割专项计划资产，不得要求专项计划回购资产支持证券。

资产支持证券投资者享有下列权利：

- （一） 分享专项计划收益；
- （二） 按照认购协议及计划说明书的约定参与分配清算后的专项计划剩余资产；
- （三） 获得资产管理报告等专项计划信息披露文件，查阅或者复制专项计划相关信息资料；
- （四） 依法以交易、转让或质押等方式处置资产支持证券；
- （五） 根据交易场所相关规则，通过回购进行融资；
- （六） 认购协议或者计划说明书约定的其他权利。

第十四条 专项计划可以通过内部或者外部信用增级方式提升资产支持证券信用等级。

同一专项计划发行的资产支持证券可以划分为不同种类。同一种类的资产支持证券，享有同等权益，承担同等风险。

第十五条 资产支持证券可以由取得中国证监会核准的证券市场资信评级业务资格的资信评级机构（以下简称资信评级机构）进行初始评级和跟踪评级。

第十六条 专项计划的管理人以及资产支持证券的销售机构应当采取下列措施，保障投资者的投资决定是在充分知悉资产支持证券风险收益特点的情形下作出的审慎决定：

- （一） 了解投资者的财产与收入状况、风险承受能力和投资偏好等，推荐与其风险承受能力相匹配的资产支持证券；
- （二） 向投资者充分披露专项计划的基础资产情况、现金流预测情况以及对专项计划的影响、交易合同主要内容及资产支持证券的风险收益特点，告知投资资产支持证券的权利义务；
- （三） 制作风险揭示书充分揭示投资风险，在接受投资者认购资金前应当确保投资者已经知悉风险揭示书内容并在风险揭示书上签字。

第十七条 专项计划应当开立资产支持证券募集专用账户，用于资产支持证券认购资金的接收、验资与划转。管理人应当在专项计划设立后 5 个工作日内，将专项计划的设立情况向住所地中国证监会派出机构报告。

第十八条 发行期结束时，资产支持证券发行规模未达到计划说明书约定的最低发行规模，或者专项计划未满足计划说明书约定的其他设立条件，专项计划设立失败。管理人应当自发行期结束之日起 10 个工作日内，向投资者退还认购资金及利息。

第十九条 资产支持证券的登记、托管、转让、结算、代为兑付等事项应当遵守有关交易场所及相应登记结算机构的规定。证券公司可以为资产支持证券提供双边报价服务。

第三章 管理人及托管人

第二十条 管理人应当履行下列职责：

- (一) 对相关交易主体和基础资产进行全面的尽职调查；
- (二) 在专项计划存续期间，督促可能对专项计划以及资产支持证券投资者的利益产生重大影响的原始权益人（以下简称特定原始权益人）以及为专项计划提供服务的有关机构，履行法律规定或合同约定的义务；
- (三) 办理资产支持证券发行事宜；
- (四) 按照约定及时将募集资金支付给原始权益人；
- (五) 为资产支持证券投资者的利益管理专项计划资产；
- (六) 建立相对封闭、独立的基础资产现金流归集机制，切实防范专项计划资产被混同、挪用等风险；
- (七) 监督、检查特定原始权益人持续经营情况和基础资产现金流状况，出现重大异常情况的，管理人应当采取必要措施，维护专项计划资产安全；
- (八) 按照约定向资产支持证券投资者分配收益；
- (九) 履行信息披露义务；
- (十) 负责专项计划的终止清算；
- (十一) 法律、行政法规和中国证监会规定以及计划说明书约定的其他职责。

第二十一条 管理人不得有下列行为：

- (一) 募集资金不入账或者进行其他任何形式的账外经营；
- (二) 超过计划说明书约定的规模募集资金；
- (三) 挪用专项计划资产；
- (四) 以专项计划资产设定担保或者形成其他或有负债；
- (五) 违反计划说明书的约定以专项计划资产对外投资；
- (六) 法律、行政法规和中国证监会禁止的其他行为。

第二十二条 管理人应当为专项计划单独记账、独立核算，不同的专项计划在账户设置、资金划拨、账簿记录等方面应当相互独立。

第二十三条 管理人应当针对专项计划存续期内可能出现的重大风险，制订切实可行的风险控制措施和风险处置预案。在风险发生时，管理人应当勤勉尽责地执行风险处置预案，最大程度地保护资产支持证券投资者利益。

第二十四条 有下列情形之一的，管理人应当在计划说明书中充分披露有关事项，并对可能存在的风险以及采取的风险防范措施予以说明：

- （一） 管理人持有原始权益人 5% 以上的股份或出资份额；
- （二） 原始权益人持有管理人 5% 以上的股份或出资份额；
- （三） 管理人与原始权益人之间近三年存在承销保荐、财务顾问等业务关系；
- （四） 管理人与原始权益人之间存在其他重大利益关系。

第二十五条 管理人与原始权益人存在第二十四条所列情形，或者管理人以自有资金或者其管理的集合资产管理计划、其他客户资产、证券投资基金认购资产支持证券的，应当采取有效措施，防范可能产生的利益冲突。

管理人以自有资金或其管理的集合资产管理计划、其他客户资产、证券投资基金认购资产支持证券的比例上限，由其按照有关规定和合同约定确定。

第二十六条 专项计划终止的，管理人应当按照计划说明书的约定成立清算组，负责专项计划资产的保管、清理、估价、变现和分配。

管理人应当自专项计划清算完毕之日起 10 个工作日内，向托管人、资产支持证券投资者出具清算报告，并将清算结果报住所中国证监局派出机构备案。

管理人应当聘请具有证券相关业务资格的会计师事务所对清算报告出具审计意见。

第二十七条 未经中国证监会同意，专项计划不得变更管理人。

管理人出现被取消资产管理业务资格、解散、被撤销或宣告破产以及其他不能继续履行职责情形的，在依据计划说明书或者其他相关法律文件的约定选任符合本规定要求的新的管理人之前，由中国证监会指定临时管理人。计划说明书应当对此作出相应约定。

第二十八条 管理人职责终止的，应当及时办理档案和职责移交手续。管理人完成移交手续前，应当妥善保管专项计划文件和资料，维护资产支持证券投资者的合法权益。

管理人应当自完成移交手续之日起 5 个工作日内，向住所地中国证监会派出机构报告。

第二十九条 托管人办理专项计划的托管业务，应当履行下列职责：

- （一） 安全保管专项计划资产；
- （二） 监督管理人专项计划的运作，发现管理人的管理指令违反计划说明书或者托管协议约定的，应当要求改正；未能改正的，应当拒绝执行并及时报告管理人住所地中国证监会派出机构；
- （三） 出具资产托管报告；
- （四） 计划说明书以及相关法律文件约定的其他事项。

第四章 原始权益人

第三十条 原始权益人不得侵占、损害专项计划资产，并应当履行下列职责：

- （一） 依照法律、行政法规、公司章程和相关协议的规定或者约定移交基础资产；
- （二） 配合并支持管理人、托管人以及其他为资产证券化业务提供服务的机构履行职责；
- （三） 专项计划法律文件约定的其他职责。

第三十一条 原始权益人向管理人等有关业务参与人所提交的文件应当真实、准确、完整，不存在虚假记载、误导性陈述或者重大遗漏；原始权益人应当确保基础资产真实、合法、有效，不存在任何影响专项计划设立的情形。

第三十二条 特定原始权益人还应当符合下列条件：

- （一） 生产经营符合法律、行政法规、特定原始权益人公司章程或者企业、事业单位的内部规章文件的规定；
- （二） 内部控制制度健全；
- （三） 具有持续经营能力，无重大经营风险、财务风险和法律风险；
- （四） 最近三年未发生重大违约、虚假信息披露或者其他重大违法违规行为；
- （五） 法律、行政法规和中国证监会规定的其他条件。

上述特定原始权益人，在专项计划存续期间，应当维持正常的生产经营活动或者提供合理的支持，为基础资产产生预期现金流提供必要的保障。发生重大事项可能损害资产支持证券投资者利益的，应当及时书面告知管理人。

第五章 设立申请

第三十三条 证券公司申请设立专项计划、发行资产支持证券，应当具备以下条件：

- （一） 具备证券资产管理业务资格；
- （二） 最近 1 年未因重大违法违规行为受到行政处罚；
- （三） 具有完善的合规、风控制度以及风险处置应对措施，能有效控制业务风险。

证券公司申请设立专项计划、发行资产支持证券，应当按照本规定附件向中国证监会提交申请文件。

第三十四条 资产支持证券的投资者应当为合格投资者，合格投资者合计不得超过二百人。

合格投资者的具体标准，由中国证券业协会另行规定。

第三十五条 资产支持证券在本规定第六条所列交易场所转让的，转让后资产支持证券的投资者应当为合格投资者，且合计不得超过二百人。

第六章 信息披露

第三十六条 管理人、托管人应当自每个会计年度结束之日起 3 个月内，向资产支持证券投资者披露年度资产管理报告、年度托管报告。每次收益分配前，管理人应当向资产支持证券投资者进行信息披露。

年度资产管理报告、年度托管报告应当由管理人报住所地中国证监会派出机构备案。

第三十七条 年度资产管理报告应当至少包括下列内容：

- （一） 基础资产运行情况；
- （二） 特定原始权益人、管理人、托管人等业务参与人的履约情况；
- （三） 专项计划账户资金收支情况；
- （四） 需要对资产支持证券投资者报告的其他事项；
- （五） 会计师事务所对专项计划年度运行情况的审计意见。

第三十八条 年度托管报告应当至少包括下列内容：

- (一) 专项计划资产托管情况；
- (二) 对管理人的监督情况；
- (三) 需要对资产支持证券投资者报告的其他事项。

第三十九条 专项计划存续期间发生下列情形的，管理人应当及时向资产支持证券投资者披露，并向住所地中国证监会派出机构报告：

- (一) 未按计划说明书约定分配收益；
- (二) 资产支持证券信用等级发生不利调整；
- (三) 基础资产发生超过资产支持证券未偿本金余额 10% 以上的损失；
- (四) 基础资产的运行情况或产生现金流的能力发生重大变化；
- (五) 特定原始权益人、管理人、托管人或者基础资产涉及法律纠纷，可能影响按时分配收益；
- (六) 预计基础资产现金流相比预期减少 20% 以上；
- (七) 特定原始权益人、管理人、托管人等相关机构违反合同约定，对资产支持证券投资者利益产生不利影响；
- (八) 特定原始权益人、管理人、托管人等相关机构的经营情况发生重大变化，或者作出减资、合并、分立、解散、申请破产等决定，可能影响资产支持证券投资者利益；
- (九) 管理人、托管人、资信评级机构等相关机构发生变更；
- (十) 特定原始权益人、管理人、托管人等相关机构信用等级发生调整，影响资产支持证券投资者利益；
- (十一) 可能对资产支持证券投资者利益产生重大影响的情形。

第七章 监督管理

第四十条 证券公司开展资产证券化业务，应当根据中国证监会及其派出机构的要求，及时报送有关业务信息。在资产证券化业务运作过程中发生重大事件的，证券公司应当立即向住所地中国证监会派出机构报告。

第四十一条 中国证监会派出机构应当对资产证券化业务中管理人、托管人职责履行情况进行监督，并根据监管需要对资产证券化业务开展情况进行检查。对于违反本规定的，中国证监会派出机构应当依法责令其限期改正，并视情节轻重，依法采取相应的监管措施。

第四十二条 为专项计划出具现金流预测报告、评级报告、法律意见书等文件的相关机构未勤勉尽责，所制作、出具的文件有虚假记载、误导性陈述或重大遗漏的，中国证监会依照《证券法》等有关法律、行政法规进行处罚；涉嫌犯罪的，依法移送司法机关，追究其刑事责任。

第四十三条 证券交易场所、证券登记结算机构以及其他自律组织可以制定规则，对资产支持证券的发行、交易、转让、登记结算以及信息披露等事项进行规范。

第八章 附 则

第四十四条 证券公司通过其他特殊目的载体开展的资产证券化业务，参照本规定执行。中国证监会另有规定的，从其规定。

第四十五条 证券投资基金管理公司、期货公司、证券金融公司和中国证监会负责监管的其他公司，以及商业银行、保险公司、信托公司等金融机构，在本规定第六条所列交易场所发行和转让资产支持证券，参照适用本规定。

第四十六条 本规定自公布之日起施行。

证券公司设立专项计划发行资产支持证券申请文件清单及要求

一、 申请文件：

- (一) 申请书；
- (二) 计划说明书草案；
- (三) 主要交易合同文本草案；
- (四) 法律意见书；
- (五) 特定原始权益人最近 3 年（未满 3 年的自成立之日起）经审计的财务会计报告及融资情况说明；
- (六) 中国证监会要求的其他材料。

二、 计划说明书应当包括以下内容：

- (一) 专项计划的交易结构；
- (二) 信用增级方式；
- (三) 资产支持证券的发行规模、品种、期限、预期收益率、资信评级状况（如有）、登记、托管、交易场所等基本情况；
- (四) 特定原始权益人、管理人等业务参与人情况；
- (五) 基础资产情况及其现金流预测或者收益分析；

- (六) 专项计划资产的管理安排;
- (七) 现金流归集、投资及分配;
- (八) 风险揭示与防范措施;
- (九) 专项计划的设立、终止等事项;
- (十) 专项计划清算程序、清算财产的分配顺序及方式;
- (十一) 信息披露安排;
- (十二) 主要交易文件摘要。

计划说明书应当在显著位置说明, 资产支持证券仅代表专项计划权益的相应份额, 不属于管理人或者任何其他机构的负债, 并提示资产支持证券投资风险。

三、 法律意见书应当包括以下内容:

- (一) 管理人、销售机构、托管人的资质及权限;
- (二) 说明书、资产转让协议、托管协议、认购协议等法律文件的合法性;
- (三) 基础资产的真实性和合法性、有效性、权利归属及其负担情况;
- (四) 基础资产转让行为的合法性;
- (五) 专项计划信用增级安排的合法性、有效性;
- (六) 对可能影响资产支持证券投资者利益的其他重大事项的意见。

四、 证券公司、其他相关业务参与机构及相关人员应当作出承诺, 保证申请文件内容真实、准确、完整, 不存在虚假记载、误导性陈述或者重大遗漏, 并对其出具的相关文件及申请文件中引用内容的真实性、准确性、完整性承担相应的法律责任。

五、 证券公司编制申请文件时, 应当尽量使用事实描述性语言; 报送申请文件时, 应当提交原件 1 份、复印件 2 份; 申请文件一经受理, 未经中国证监会同意, 不得增加、撤回或者更换。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:** 本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:** 本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:** 本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。